



2018年10月25日

各 位

会 社 名 富士古河E & C株式会社
代表者名 代表取締役社長 日下 高
(コード番号 1775 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 小田 茂夫
(TEL. 044-548-4500)

株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ
(会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買取り)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく株式併合による1株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当社は、2018年6月22日開催の第108回定時株主総会の決議に基づき、2018年10月1日を効力発生日として、株式併合（5株を1株に併合）を行いました。これにより生じた1株に満たない端数につきましては、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づき、その端数の合計数の株式を自己株式として買取ることといたしました。

2. 買取りの内容

(1) 買取る株式の種類 当社普通株式

(2) 買取る株式の総数 50株

(3) 買取りと引換えに交付する金銭の総額

買取る株式の総数（50株）に、買取日（2018年10月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額。

ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格を乗じた金額とする。

(4) 買取日 2018年10月25日

ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、東京証券取引所において最初に売買取引がなされた日とする。

以 上